

西宮市危機管理指針



令和5年4月

西 宮 市

【目次】

第1章	総則		
第1節	目的	-----	1
第2節	定義	-----	1
第2章	市の責務		
第1節	基本的責務	-----	1
第2節	計画と実施	-----	1
第3節	職員の責務	-----	2
第3章	危機管理の基本方針		
第1節	事前対策	-----	2～4
第2節	応急対策	-----	4
第3節	事後対策	-----	5
参 考		-----	5～6

第1章 総則

第1節 目的

この指針は、西宮市における危機管理の基本方針と枠組みを定めることにより、総合的かつ計画的な施策の推進と、本市及び関係機関等と市民の協働を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保し、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めることを目的とする。

第2節 定義

この指針において使用する用語の定義は、次のとおり定める。

1 危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に被害を与える事態」、「市民生活に不安や不信を与える事態」、又は「行政の信頼又は信用を大きく損なう事態」をいう。

また、この指針においては、これを「災害」、「武力攻撃事態等」、「危機事案」の三つに大別して定義する。

(1) 災害

災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第2項及び第3項で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」、並びに第25条第1項で定められている「緊急処理事態」をいう。

(3) 危機事案

危機事案とは、災害及び武力攻撃事態等を除いたその他全ての危機をいう。

2 危機管理

危機の発生を防止し、危機の発生後は、拡大の防止及び被害やその影響等の軽減を図り、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

第2章 市の責務

第1節 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有する全ての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する責務を有する。

第2節 計画と実施

市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及びこの

指針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたって必要なマニュアル等を定め、これを実施する責務を有する。

第3節 職員の責務

職員は、常に危機管理に関する知識・技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対応する事務に従事し、かつ市民の範となるべき行動を執りつつ、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有する。

第3章 危機管理の基本方針

第1節 事前対策

事前対策では、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すよう努める。

1 計画及び個別危機管理マニュアルの策定

この指針の目的を実現するため、「西宮市地域防災計画」（水防計画を含む）、「西宮市国民保護計画」及び「西宮市危機管理計画」の三つの計画を策定する。

また、各計画に基づき、関係者の具体的な対応手順をまとめた、個別危機管理マニュアルを作成し、円滑な業務遂行に努める。なお、必要に応じて逐次見直しを行い、改定する。

(1) 西宮市地域防災計画（水防計画を含む）

「西宮市地域防災計画」は、本市における災害に対処するための基本計画として、災害対策基本法に基づき、「西宮市防災会議」が策定するものであり、「地震災害対策計画」、「風水害等対策計画」、「海上災害対策計画」、「原子力等防災計画」、「大規模事故災害対策計画」、「資料編」及び水防法に基づく「西宮市水防計画」で構成する。

(2) 西宮市国民保護計画

「西宮市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び「兵庫県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等に備えて、市民の保護のための措置の実施に関する計画で、「西宮市国民保護協議会」に諮問したうえで策定する。

(3) 西宮市危機管理計画

「西宮市危機管理計画」は、この指針に基づき、災害及び武力攻撃事態等を除いたその他多岐にわたる危機に対処するための計画として、「西宮市危機管理推進会議」で策定する。

2 責任対応体制の明確化

危機全般に対して、責任者とその責務、及び指示系統を明らかにし、より迅速かつ的確に対応できるよう、庁内体制の整備を推進する。

(1) 市長

市長は、市の危機管理における最高責任者として、対処方針を明示し、強いリーダーシップを発揮して、危機の早期収束に努める。

(2) 副市長

副市長は、市長を補佐し、市長に事故があるときは、その職務を代行する。

(3) 危機管理監

危機管理監は、市長及び副市長を補佐し、全庁的かつ総合的に危機管理に関する事務を掌理するとともに、危機事態の発生時には、各局長その他職員を指揮監督する。

(4) 各局長

各局長は、所管する局内における実務的な危機管理の総括者として、所管する業務における危機管理に努め、局内を監督する。

3 危機管理の推進体制

(1) 西宮市危機管理推進会議

西宮市の危機管理の一層の充実と推進体制の強化を図るため、庁内に西宮市危機管理推進会議を設置する。

なお、会議は必要に応じて開催し、危機全般にわたる方針の策定及び全庁的な危機管理に関する情報共有を推進する。

ア 危機管理推進会議の構成

- ・議長：市長
- ・副議長：副市長、危機管理監
- ・委員：教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、各局長（理事等を含む）、保健所長、会計室長、監査事務局長、選挙管理委員事務局長及び危機管理顧問
- ・事務局：危機管理室

イ 西宮市危機管理推進会議の主な事務内容

- ・西宮市危機管理指針の策定、検証及び見直し
- ・西宮市危機管理計画の承認
- ・新たな危機への対応策の検討
- ・危機管理に関する意見交換と情報共有
- ・各局危機管理委員会の議事報告
- ・各局長による相互研修
- ・その他危機全般に係る事案の検討

(2) 各局危機管理委員会

平常時から、各局における危機に対する意識の啓発と、その管理体制の整備強化を図るため、各局に、原則、課長級以上の職員をもって構成する危機管理委員会を設置する。

各局はそれぞれで危機管理委員会の設置要綱を定め、年間実施計画を作成の上、責任をもって会議を開催・運営するとともに、会議内容等を危機管理室に報告する。

ア 危機管理総括担当

危機管理委員会には危機管理総括担当を置く。危機管理総括担当は局長、総括室長及び総括課長をもって充て、各局危機管理委員会を総括する。

イ 各局危機管理委員会の主な事務内容

- ・局に関係する危機についての情報収集及び分析
- ・局内での危機管理に関する啓発促進及び危機管理体制の強化
- ・局内の個別危機管理マニュアル及び災害時業務計画の維持・管理
- ・その他危機全般に係る事案の検討

4 危機に関する調査・研究

各局は、平常時から危機に関する要因・危険度・被害等について調査・研究を行い、もって予防対策、応急対策及び事後対策に反映する。

5 点検・確認の実施

各局は、所管業務や情報連絡及び応急体制の点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるよう努める。

6 訓練・研修への取組み

各局は、危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画・立案し、積極的に取り組む。

また、訓練・研修には、市民、事業者及び関係機関等との連携・協力を重点を置き、訓練後の検証も実施して十分な効果を発揮できるよう努める。

7 関係機関等との連携強化

市は、危機発生時に、迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努める。

8 ボランティア団体等との協力体制の確立

市は、危機発生時に、ボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティア団体等との信頼関係を確立し、連携・協力の体制づくりを推進する。

9 市民との連携強化及び情報提供

市民と行政が協働して危機に備えることが重要であることから、市は、市民、事業者及び地域の防災組織等と連携し、協力体制の強化に努めるとともに、危機管理に関する知識・技術をはじめ、危機に関する調査・研究の成果などの情報も積極的に提供し、市民と情報を共有する。

また、市民、事業者及び地域の防災組織等が危機に際して自発的な活動が実施できるよう、危機などに対する訓練等への積極的な参加を呼びかける。

第2節 応急対策

市は、危機発生時に、被害や影響を最小限に抑えるための応急対策を実施する。応急対策では、本市組織の能力を最大限に活用し市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に収拾するため、最善を尽くす。

1 危機発生時の組織体制

危機発生時には、直ちに関係部局が必要な体制を敷き、機動的かつ横断的に対応する。なお、危機の規模や被害等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、対策本部等の組織体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行う。

2 活動方針の決定

市は、危機発生時に、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な活

動方針を決定する。また、これを周知徹底し、確実に応急対策を実施する。

3 関係機関等と連携した応急対策の実施

市は、危機発生時に、被害や影響を最小限に抑えるために、市民、事業者及び関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急活動・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収拾する。

4 自衛隊・他の地方公共団体等への応援要請

市は、危機発生時に、その危機の発生規模や被害状況により、必要と認められる場合には、所定の手続きをもって、自衛隊、他の地方公共団体等から速やかな応援が得られるよう努める。

5 市民への情報提供

市は、危機発生時に、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報を、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供する。また、情報内容はできる限りわかりやすく、市民の立場に立った情報となるよう努める。

第3節 事後対策

事後対策では、危機の収拾後に、市民生活の回復を図るため、被害者等の支援などを実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

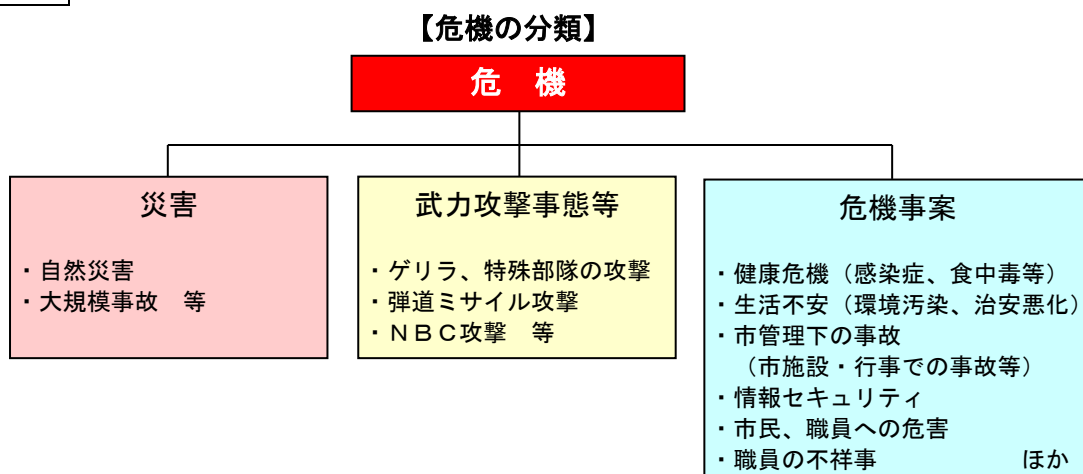
1 市民生活の安定・復旧

危機の収拾後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被害者等の生活援護、地域経済の復旧支援等を行い、市民の生活の早期回復と自力復旧の促進に努める。

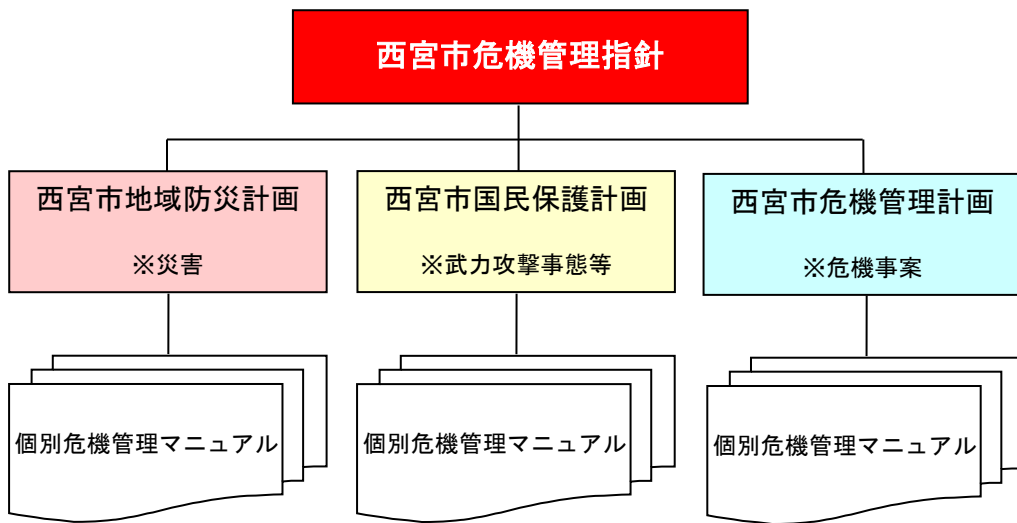
2 点検・検証

市は、危機の収拾後に、危機管理全体について総合的な点検及び検証を行い、予防及び被害の軽減などの改善策を明確にして、各計画やマニュアルに反映する。

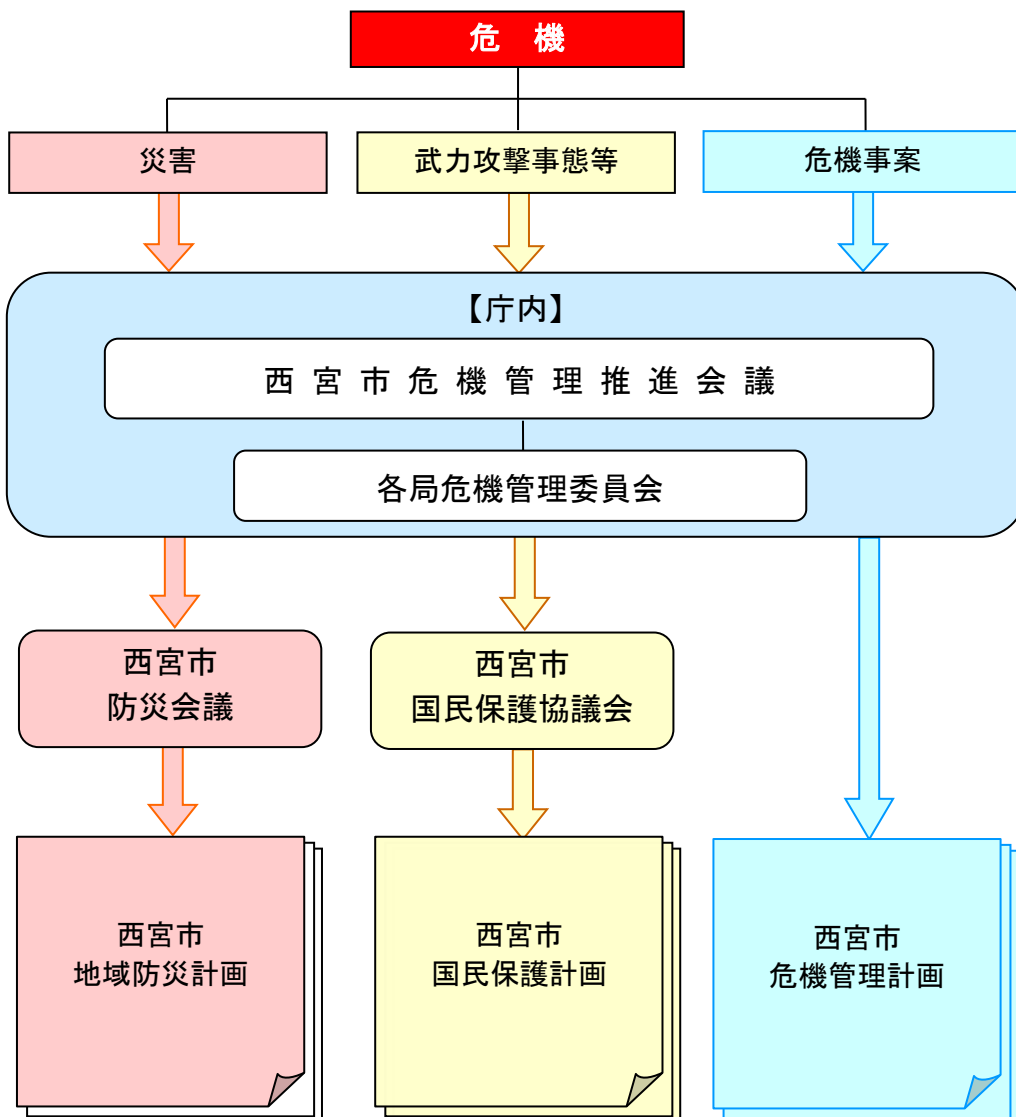
参 考



【指針、計画、個別危機管理マニュアルの体系】



【計画と会議の相関関係】



【 発 行 】

西宮市 総務局 危機管理室
災害対策課
令和5年4月